

## 第25回さいたま地方裁判所委員会【議事概要】

### 第1 日時

平成26年5月15日（木）15：00～17：00

### 第2 場所

さいたま地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

#### 【委員】

江口満志，笠間和彦，金澤千津子，黒田和美，櫻井雅彦，柴野和善，島田浩孝，多和田隆史，鶴谷真治，戸倉三郎，中川深雪，原啓一郎，藤山英樹，吉野寛治（五十音順，敬称略）

#### 【オブザーバー】

（民事部）高橋光一

（刑事部）富澤誠

（事務局）太田雅夫，大澤賢次，本田千鶴，森谷五月，池田友紀子

### 第4 議題

「法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営について」

－建築士の立場からみた裁判所－

「民事事件における個人情報保護の実情と課題について」

### 第5 議事

#### 1 開会

#### 2 委員交代の紹介及び各委員の自己紹介（原委員，多和田委員）

委員長から，前回委員会から本委員会までの間に，堀内委員及び井口委員に替わり，新たに就任された原委員及び多和田委員が紹介され，各委員からあいさつがあった。

#### 3 議題「法曹以外の委員から見た地方裁判所の運営について」

－建築士の立場からみた裁判所－

##### (1) 江口委員からの発表

ア 平成20年から平成24年まで建設工事紛争審査会の委員として自身が経験した建設工事紛争事例を踏まえ，裁判手続との比較及び紛争解決に向けた流れや感想について説明された。

イ 住宅トラブルの変遷について

住宅品質確保促進法，消費者契約法，建築関係法及び住宅瑕疵担保履行法の概略並びに住宅トラブルにまつわる最高裁判例を紹介し，これらの法整備と運用の厳格化や住宅トラブルの変遷について説明された。

ウ 中高層建築紛争予防条例について

マンション建築紛争予防として，近隣へ具体的に説明すべき事項について説明された。

エ 建築無料相談会について

市役所や建築士会等主催の無料相談のうち，近年，戸建住宅の耐震に関する相談が増加している旨説明された。

オ 裁判傍聴を経験して裁判所に望むこと

建築訴訟は専門的分野であり，理解されにくい部分があることから，訴訟となる前にあらかじめ相談等ができる機会を設けることができればとの意見が述べられた。

(2) 質疑応答

(委員) 以前，建設工事紛争審査会を利用したことがあり，その際も解決しやすいと感じたが，年間の申立件数や弁護士が関与していない事例の件数について教えてほしい。

(発表者) 年間の件数については，建築士が4，5人関わって1，2年かけて紛争を解決しているため，さほど多くはない。数的には年間1桁だと思う。

建築工事契約書関係の紛争については，申請人が一般の方，相手方が工務店という事例が一番多く，一般の方が分からないうちに，工事が進められて，もめていることが多い。ただ，裁判手続とは違い，申立人と相手方双方を同席させず，交互に意見を聞いて解決することが多い。裁判官は裁判で提出された証拠に基づいて判断することだが，裁判との違いを実感した。

(委員) 建設工事紛争審査会を利用した感想として，建築士という専門家の意見ならばということで，解決しやすかったと感じている。従前から建築士の方は調停委員として関与されていることもあるか

と思うが、実際に建築士として、裁判手続の中で、どのような役割を果たしていくか等考えていることはあるか。

(発表者) 私も建築士会に所属しているが、調停委員等の推薦依頼は来ている。それに応じて毎年3、4名は調停委員等となり、関与しているが、さらに必要かもしれないと感じている。積極的に声を上げれば、賛同してくれる建築士も多いと思う。

(委員) 調停委員として紛争解決に携わっており、設計士の調停委員の方と建築紛争事件を担当したことがある。その際、設計と施工の責任分担について、明らかに設計図に記載された違反以外は設計士の責任、つまりは、原則、設計士の責任であり、設計図に明らかに書いたものに違反した場合は施工の責任といった慣例があると感じている。また、金銭的解決の場合の負担は施工が負っているように感じる。その点についてはいかがか。

(発表者) 違反には、法律上の違反と契約上の違反があると思うが、法律的な違反は建築士の責任となる。実際には、建築の設計者と監理者がおり、設計図どおりに建築するよう監理している監理者の責任は大きい。結局、違反した建築物を建てた責任については設計士にあり、工務店は違反について、知らずに建てている。設計事務所が施主と工務店の間に入っていれば、紛争とならない場合が多いが、施主に指摘され紛争となった場合は、工務店が勝手に行ったことについて問題となることが多い。これは法律違反でなく、設計士が関与していない点が問題なので、金銭的負担について、工務店持ちが多いのは、それが理由ではないだろうか。設計士は、仲裁役であり、施主の代理人として、工務店に指示しながら工事を進めていく立場であり、これを省くと工事は誤解したまま進み、最終的に問題となったとき、金銭的負担は工務店持ちであることが多い。なお、設計ミスについて、工務店負担ということはまずないと思う。

(委員) 監理者は設計士か。

(発表者) 監理者は設計士である建築士が行う。設計事務所との契約は、設計契約と工事監理契約の2本があり、工務店で頼まれた場合は、設

計契約のみで、監理は工務店に所属する建築士が行うことが多い。設計事務所が入っていない場合に、問題となるケースが多かった。(委員長) 建築紛争は、紛争の予防ができず、かつ、他の紛争解決手続で解決できなかったケースであり、最後の手段として裁判手続を利用する事件である。裁判は、公開の手続で、それぞれ当事者が手の内を見せ合って、それに基づいて判断しなければならず、効果には強制力があり厳格であることから、手続は透明性が高く、重い手続である。常々、紛争予防と解決方法をどう選択すると消費者にとって利益かということについて考えているが、建築士の視点からその点について感想はあるか。

(発表者) 建築主と工務店側の2つの立場があり、訴えを提起するのは、建築主が多いと思う。予防として裁判までいかずに解決するという点で、われわれ紛争審査会の出番が多いと思うが、存在を知られていない現状がある。契約書の最後に記載されているが、契約書を読まない方もいて、結果泣き寝入りしている人もいる。裁判手続が始まってから我々がどういう立場で関与するかという点については、難しいが、専門家として鑑定書を作成することもあると思う。裁判に出た証拠で判断しなければならない裁判官は難しいと思った。

#### 4 議題「民事事件における個人情報保護の実情と課題について」

(1) 発表者である原委員から、民事事件における個人情報保護の実情と課題についての説明があり、その後、質疑応答が行われた。

(2) 質疑応答

(委員長) 現行の法律、規則のとおり権利を認めていくと、相手に見られたくない個人情報が相手に伝わってしまうという制度の仕組みとなっている。それは、訴訟という手続の結果の重さを考えると、手続的に争う権利として必要なわけであるが、具体的な運用場面で、当事者が不利益を事実上受けてしまうということがあれば、それを理由に裁判を受けることを躊躇してしまうという、必ずしも好ましくない結果も予想される。裁判所は、形式的解釈、実質的解釈などいろいろ工夫をして、この二つの利害を調整することに苦労している。

そのような関係で皆様方もそれぞれの立場で苦労されていることもあるかと思うが、こういった問題をどのように考えているのか、ご意見をお伺いして、今後の執務にも活かして参りたい。

(委員) プライバシーというところで、問題となる情報というのは、住所、就業先、営業の情報、その他性犯罪に代表されるようなその人にとって出してほしくない情報の4つであろう。運用上で対処する場合、実質的に大きな問題となっているのは就業先をどこまで明らかにするのかというところであろうか。就業先や子供の就学先は裁判の上で、非常にクリティカルな情報なのか。

(発表者) 就業先は、損害賠償請求などの場合の休業損害において問題になることがある。子供の就学先は、例えば夫の暴力で子供にメンタルな問題が起きている場合等に問題となることもある。

(委員) 家庭裁判所の事案でも、養育費を如何にするのか、どちらが親権者としてふさわしいか判断してもらう場合には、養育環境などは情報として裁判所には提出しなくてはいけない情報となると思う。裁判所では提出された書類を相手に見せないで判断することは出来ないことから、相手方に渡すことになるだろう。給料明細書の住所や、DV相談をした警察署の所在地、写真の背景だけで住所を相手方に突き止められることもあるので、裁判所への書類の提出に当たっては、弁護士も非常に神経を使っている。書類提出にあたっては、事実は特定するが、具体的な固有名詞は避けるといった観点での再確認が必要である。病院の診断書における病院名も被害者の現住所の近くであると推測される可能性があるので配慮が必要である。裁判所も苦労されているが、裁判の制度上、弁護士も苦労している。

(委員) 会社的には個人情報の保護については厳しく考えているので、放送に携わる者としてはイロハのイと言ってもいい。個人情報が増えると大変な損害賠償を会社が負わなければならないということがある。当社でも個人情報保護保険に入っている。インターネットの世界ではなかなかそういうのが保護されていない世界だったりするので、ソーシャルネットワークシステムの問題が今会社では問題

になっている。インターネットの世界で個人情報が出た場合の裁判はあるか。

(発表者) インターネット関係では、名誉毀損、侮辱などの事例がある。インターネット上で、被害者の情報が出回ってしまうこともあり、訴訟になってもおかしくない事例はたくさんあると思う。

(委員) 放送に関しても、映像において、顔を映さないようにしている。

(委員長) 報道において、情報提供が匿名の人と名乗っている人とでは、一般的には信憑性の違いがあるのではないかと思われることもあるかもしれない。報道される際には映像にマスキング処理をするなどいろいろ配慮がされているのではないか。

(委員) 情報が公開されればされるほど、取材もしやすく、真実に近寄ることが出来るようになる。被害者の方の住所、名前が公になれば、二次的な被害にあったり、少年であれば将来に禍根を残したりという可能性もあることから、報道においては、事実としては掴んでいても、名前も場所もぼかして放送することはある。どこで誰が具体的にどんな被害にあったということの具体性が、視聴者の信憑性の評価の差につながる。この2、30年で大きく変わったところは、一旦名前が出て公になってしまうと、ネット上にいろんな情報が掲載され、拡散して、さらされてしまうということであろうか。また、耳目を集める事案であれば、マスコミが自粛しても、マスコミ以外のところからネットに掲載されてしまうということもある。一度公になった弊害を考えると、公にしない方がいいのではないかと思うこともあるが、そうすると取材活動もしにくくなってしまう。代理人がついていれば、代理人である弁護士の力を借りて、当事者に被害が及ばない形で、ぎりぎりの表現で事件自体を報道するということもやっている。事実を特定し、ディテールを積み重ねることによって初めて真実として伝わるということと、個人のプライバシーなり将来のいろんな二次的被害を防ぐということの狭間の大変な難しさの中で、日々ケースバイケースで対応しているところである。

(委員長) 告訴などにおいても、例えば性犯罪などで住所も名前も出したく

ないといったことも多いのではないか。

(委員) DV, ストーカーの案件が増えている。夫の暴力で都内に避難したという場合には、本来は受理した警察で処理するが、今は被害者を保護する観点から、事件記録を相手方の住んでいる警察署に送って処理し、被害者の所在を秘匿するという運用も行っている。この種の案件はマスコミが社会に対して警鐘を鳴らすという以外は、誰も公表を望まないというのが一般的であるので、配慮して捜査を進めているのが実情である。

(委員長) 報道もそうだが、社会というのはいろいろ情報が透明で誰もが検証できるというのが一つの重要な価値であるわけであり、訴訟手続の基本構造はオープンのものであるが、そのような中で、自身の情報が出てしまうのであれば手続をとるのを差し控えるという事態が生ずることは非常に問題である。裁判所も、法律と運用の狭間で、知恵を絞っている状況である。

(委員) 匿名性については、情報の中に特定の地名なりがなくても、こういった経済状況、社会状況の中で起きたということが分かればいいと思う。ただ、オープンに行くことは、情報の信頼性を担保する側面もある。情報の正確性の担保については、普通は利害関係のない第三者を立ててもらってやってもらうが、それが裁判所なのかなと思う。裁判所は第三者機関として、匿名であったとしても、第三者に対してこれ以上は出しませんと決めたという形でいいのではないか。

(委員長) 手続は、法律に基づいて、当事者間にはオープンにやるという基本的な枠組みでやっている。代理人においても、どの資料をどういった形で裁判所に提出するかということを、これからは相当考えなければいけないという難しい時代になっている。

## 第6 次回のテーマについて

次回のテーマについて意見交換を行った結果、「利用しやすい裁判所について」をテーマとして取り上げることとした。

第7 次回期日

平成26年10月9日（木）午後3時